

大学生地域活動支援事業費補助金 募集要項

大学生等による学生団体と市内地域団体との協働活動を支援し、学生の地域への愛着・関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域活性化を図るため、学生団体が実施する地域活動に要する経費に対して補助を行います。

■ 補助金交付までの流れ

STEP 01	申請書類 の提出	【受付期間】 令和8年6月1日～11月30日 必要書類を揃えて、Web（スマート申請）、郵送、または市役所に持参により申請してください。 ★1団体につき、年度中に1回まで申請できます。 ★予算の上限に達した場合は、申請期間内でも受付を終了します。
	▼	
STEP 02	審査 ・ 交付決定	【審査期間】 申請から2週間～1か月程度 提出された申請書を市が審査します。交付決定団体には「交付決定通知書」を送付します。 ★審査の結果、基準に満たない場合は不交付になります。 ★交付決定以降に発生した経費のみが補助対象になります。
	▼	
STEP 03	活動の実施	【実施期限】 令和9年1月31日まで 地域団体と連携し、事業計画に沿って事業を実施してください。 ★補助対象経費の領収書はすべて大切に保管してください。
	▼	
STEP 04	実績報告書 の提出	【期限】 事業完了から10日以内 または 令和9年1月31日のいずれか早い日まで 活動が終わったら、必要な書類を添えて、実績報告書を提出してください。
	▼	

STEP 05	交付確定	提出された実績報告書と領収書の内容を市が審査し、補助金の額を確定します。交付団体には「交付確定通知」を送付します。 ★審査の結果、交付する補助金の額が交付決定額を下回る場合は、交付決定額にかかわらず、審査により認められた額を補助金の確定額とします。
	▼	
STEP 06	補助金の 請求	【交付確定通知を受領後 速やかに】 交付確定通知を受け取った後、決められた期限までに「請求書」を市へ提出してください。

1 補助の対象となる団体

次のすべての要件を満たす学生団体が対象です。

- (1) サークル、クラブ、ゼミ、研究室等で大学に所属する学生5名以上で構成される団体であること。
- (2) 団体の構成員に、以下の【市内大学等】に現在所属している学生が1名以上含まれていること。
- (3) 団体または代表者に市税の未納がないこと。

【市内大学等】

浜松医科大学 / 静岡大学（情報学部・工学部） / 静岡文化芸術大学 / 常葉大学（浜松キャンパス） / 聖隷クリストファー大学 / 浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部 / 光産業創生大学院大学

2 補助の対象となる活動

次のすべての要件に該当する活動が対象です。

- (1) 学生団体が主体的に実施する活動であること。
- (2) 地域団体（※）と連携・協働して行うまちづくり活動であること。
※地域団体…浜松市内に拠点を有する、住民組織、市民活動団体、商店街等の団体
- (3) 課外活動であること。
- (4) 特定の政治活動や宗教活動、暴力的・破壊的活動、又は営利を目的とした活動ではないこと。
- (5) 浜松市内での活動であること。
- (6) 親睦、レクリエーション等を主な目的とした活動ではないこと。
- (7) 事業計画及び資金計画が具体化されていること。
- (8) 事業年度において、市の他の助成制度による財政的支援を受ける見込みがないこと。
- (9) 事業年度において、国、県、その他の地方公共団体または公共的団体の助成制度による財政的支援を受ける見込みがないこと。
- (10) 事業実施後に開催される成果報告会（2027年2月～3月開催予定）に参加できること。

3 補助金額と採択予定数

- 補助金額： 補助対象経費の **2分の1以内**（上限 **30万円** まで）

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※活動にかかる総費用のうち、残りの2分の1以上は団体で用意（自己財源や協賛金など）する必要があります。

- 採択予定件数： **5件程度**

4 補助の対象となる経費

活動に直接必要な以下の経費が対象です。

※ 請求時に領収書（コピーでも可）が必要です。

対象となる費目	具体的な内容
謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費
旅費	市内の移動に係る交通費
消耗品費	耐用年数1年未満のもの、または1件5万円未満のもので、活動に必要な消耗品の購入に係る経費。
広告宣伝費	チラシ、パンフレット等の作成、SNSでの情報発信等に係る経費
通信運搬費	電話代、郵便代、宅配便等に係る経費
賃借料	機器・設備等のリース料・レンタル料、会議等の会場借料

【対象外となる経費の例】 団体構成員の人件費 / 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費 / 交付決定日より前に発注・支出した経費 / 領収書等の支払いを証する書類が保存されていない経費

5 申請方法

指定の申請様式を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。

■ 提出が必要な書類一式

- ① 大学生地域活動支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 学生団体構成員名簿（第1号様式別紙）
- ③ 事業計画書（第1号様式別紙）
- ④ 事業収支予算書（第1号様式別紙）
- ⑤ （申請者が浜松市外在住者の場合）当該申請者が在住する市町村の納税証明書
- ⑥ （納税義務者に対して給与の支払いをする者のみ）市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

■ 提出方法

次のいずれかの方法で申し込んでください。

- ① **Web 申込（スマート申請）**：下記のリンク先または右の二次元コードから専用のページにアクセスし、代表者が申し込んでください。



※代表者のマイナンバーカードが必要です。

<https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/daigakuseichiiki>

※法人の場合は下記リンク先または右の二次元コードから申請ください。

（商業登記に基づく電子証明書が必要です）



<https://ttzk.graffer.jp/city-hamamatsu/smart-apply/apply-procedure-alias/daigakuseichiiki-houjin>

- ② **郵送または持参**：以下の申請先へ郵送、または直接窓口（市役所5階 企画課）へ持参してください。

■ 提出期限

令和8年11月30日（月）午後5時【必着】

6 審査基準

提出された事業計画書等の書類を基に、以下の基準に沿って市役所で審査を行い、採択団体を決定します。

審査基準	審査項目	審査指標
事業内容	地域ニーズとの適合性	地域ニーズを把握できているか。
	解決手法の妥当性	地域ニーズ・課題解決に貢献できる活動になっているか。
	事業の実効性	事業の内容は具体的で、実現可能性の高いものとなっているか。
	独創性・新規性	既存の取り組みとの差別化が図られ、学生ならではの視点や工夫が見られるか。
体制	学生団体の主体性	学生団体が主体的に実施する活動となっているか。
	地域への波及	学生団体と地域団体との役割分担が明確で、連携・協働して取り組めるか。
	予算の妥当性	予算計画は合理的かつ適正か。
	事業継続性	今後の事業継続や発展的取組が見込めるか。

■ 問い合わせ・申請先

浜松市役所 企画調整部 企画課（教育・若者連携推進グループ）

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

電話番号：053-457-2241

メールアドレス：kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp